

『東三河後見センター』会報 第47号

発行者：認定 NPO 法人東三河後見センター

〒442-0033

豊川市豊川町辺通 4-4 豊川商工会議所 3 階

平成 31 年 3 月 29 日発行

電話 (0533) 80-2707

FAX (0533) 80-2708

ホームページアドレス：<http://higashimikawakouken.or.jp>

平成 30 年度に越した（又は越えつつある）3つのハードル

平成 30 年度を振り返ると、これまで越せなかった幾つかのハードルを見事に、あるいは何とかクリアしつつある年度だったと評価できるでしょう。そのハードルとは次の3つです。

第1のハードル—認定NPOのパブリックサポートテスト

認定NPOの更新に向けて、パブリックサポートテスト（PST）で必要とされる、3千円以上の寄付者と賛助会費納入者の合計人数が5年間で500人以上という高いハードルを、皆様のご支援で見事にクリアしました。前回の更新の時は、年度末でクリアできず、改めて「認定申請」をして、ようやく認定されたので、認定の空白期間ができました。今回は、平成30年度末までにPSTをクリアしたので、「更新申請」だけで済み、空白期間は発生しないと思います。4月1日から新たな年度が始まります。振込用紙を同封しましたので、引き続きご支援をお願いいたします。

第2のハードル—1年度の法人後見受任件数20件

当法人の1年度に受任した法人後見件数のベスト3は、平成21年度18件、平成29年度17件、平成26年度16件でした。平成30年度は初めて1年度20件を受任できました。その最大の理由は、平成28年度の市民後見人養成講座の修了生が29年度から法人後見の事務担当者として本格的に活動できるようになったこと。つまり、法人後見の担い手が増えたことです。

第3のハードル—今まさに越えつつある難しい案件

刑を終えて退所した人たちのうち知的障害や精神障害があり、再犯の可能性が高い人たちのうち、成年後見制度を利用すれば罪を起こさなくてもすむ可能性の高い人たちに対し、刑務所や施設と連携して、本人を支援して再犯を防止する活動が始まっています。平成30年度は、退所者の後見活動2件が1年目と3年目をクリアし、再犯を防止して生活を維持できています。

この会報の6～8ページに井上さんも書いていますが、土地や建物の売却や耕作放棄地の貸借による有効活用など、不動産の処分・処理は、後見人にとって最も難しく、緊張する活動の一つです。平成30年度は、土地・建物の売却が5件、遊休田畑の利用権設定（市や県が中に入る貸借契約）が11件まとまりました。

難しい課題にはネットワークの拡大が必要

上記のように、すでに大きな社会問題となっており、成年後見制度の利用により問題解決の可能性が高くなる領域があります。しかし、そうした案件は、通常、後見人に求められる財産管理と身上保護の知識・経験だけでは対処できません。当法人としては、新たな領域の知識・情報を得ながら実践を積み重ね、実践の中で必要な専門職、専門業者・専門機関とのネットワークを構築することにより、難しい案件の増大に適切に対処する総合力を培っていきたいと考えています。

（代表理事 長谷川卓也）



社会福祉法人桃源堂福祉会 特別養護老人ホーム千両荘さんと協働し、9月に千両荘集会室にて高齢者福祉関係者、障がい者福祉関係者、医療関係者、成年後見支援センター及び当法人職員 11名による成年後見制度座談会を実施しました。この座談会での議論を受けて 12 月には、弁護士と社会福祉士を講師にお招きし、対象を権利擁護支援（成年後見制度）に関心のある市民、実際に支援活動をしている方を対象とした成年後見フォーラムを開催（出席者 65 名）しました。ここまでは、前回の会報 46 号で報告したとおりです。

権利擁護支援（成年後見制度）の普及・啓発と多職種連携によるネットワーク構築プロジェクト事業の最終事業としての「成年後見学習会」を 1 月 26 日（土）13 時 30 分～16 時 30 分豊川商工会議所 第 1・2 会議室にて開催しました。この学習会では、成年後見制度の実務について、当法人の職員及び市民後見人候補者名簿に登録し活動している市民後見人の方の、後見事務活動事例をとおして、成年後見制度の実際を学ぶことを目標としました。ここではその様子と、アンケート結果から貴重な意見などを報告します。

成年後見学習会

～成年後見制度のココが知りたい～皆さんの疑問にお答えします。

権利擁護支援（成年後見制度）の普及・啓発と多職種連携によるネットワーク構築プロジェクト事業の最後の仕上げとしての学習会を実施しました。事前申し込みが 26 名、当日出席者は 24 名でした。

成年後見制度の疑問をある程度事前にリサーチして、当法人が対応している実際に市民後見人として活動されている方の事例を中心に次の 4 点のテーマについて、事例報告をしていただき、その後、テーマに基づくグループワークを行いました。

事例報告①として、市民後見人の池田進氏より、「死後の事務について」と題して当法人が平成 27 年に作成した、市民後見人ミーティング検討資料「被後見人が死亡した場合の対処方」と家族関係図をもとに実際の流れなどを報告していただきました。死後事務は家事手続法が改正され成年後見人が対応できる点が明文化はされましたが、とても難しい対応が求められます。



事例報告①池田進氏

事例報告②として、市民後見人お世話係の杉山智子氏より「身上監護について」と題して、個人受任されていた方が事務の継続が難しくなり、当法人が事務を引き継ぐ中で、本人の意思を確認しながら一つひとつ丁寧な方法でご本人との関わりを築きながら、生活環境の整備を進めた報告をしていただきました。事例報告③として、市民後見人の足立和男氏より「被後見人の配偶者が外国籍」と題して、グループホームから病院へ、病院から専門的な病院へと、入退所を繰り返す中で、その手続きにおける書類について被後見人の外国人の配偶者とのコミュニケーションの困難さや課題、

家族全体に目を向けた時に、子どものことなど、ご本人のみの支援ではなく、複合的支援の必要性を報告していただきました。事例報告④として市民後見人の丸山智子氏より被保佐人との関わりと題して、報告者が市民後見人養成講座を修了され、名簿登録された時から、本日に至るまでの経緯、担当している知的障がいのあるご本人の支援状況について、毎月、顔をみて話をする。一つひとつ丁寧に整え、本人が困らないようにすること。本人が安心して笑顔で暮らせるように寄り添っていくことを大切にしていることを、時系列にまとめて具体的に報告いただきました。



事例報告②杉山智子氏

学習会後のアンケート結果は次のとおりです。

(アンケート回収 15名分)

1. 事例報告について

大変満足：9名 やや満足：4名 やや不満足：0名 不満足：0名
無回答：2名

2. グループワークについて

大変満足：9名 やや満足：4名 やや不満足：0名 不満足：0名
無回答：2名

アンケートの自由記載については次のようなご意見・感想をいただきました。

【3. 学習会をとおして感じられたこと、何でも結構ですのご自由に記載ください。】

☞事例それぞれ対応レベルと内容は差有れど、誠意対応されよい関係が成立している事も感じられ、大変勉強になりました。

☞GWの中で皆さんの意見を聞かせて頂けて勉強になりました。自分の担当している方の、今後のやるべき仕事がわかりました。

☞いろいろな立場の人の自由な意見交換ができて有意義だった。

☞大変勉強になりました。今後もこうした企画を継続してってください。

☞死後の事務をどこまでかかわるか？参考になった。(様々なケースに対応するマニュアルがあるとよい。)

☞内容はよかった。(充実した内容)

☞ネットワークの必要性を感じた。

☞時間がもっとほしかった。

☞関係機関の連携の必要性。

☞勉強になりました。

☞実践されている内容が大変素晴らしく、頭がさがりました。活動内容も多岐に渡り、後見センターの



事例報告③足立和男氏

意気込が伝わってきました。これからもよろしく
お願いします。みなさんと話ができて元気をいた
だきました。

☞4名の発表とGWメンバーの実例を聞き、大変参
考になりました。

☞他の職場で働いている方も一緒だったので、幅広
い意見が聞けた。

☞実際に後見人、保佐人を行っている話を聞いて、
とても参考になりました。様々な制度を知ってお
くことが必要だと思いました。また、ネットワー
ク作りが必要ということ学びました。

☞事例は参考になりました。日常の活動の中で、同
じような状況があるので参考にさせていただきます。

☞障がい者が65歳になった時の対応。(障がい者施設の対応)

☞ご本人の権利擁護なのですが、後見人はどこまで踏み込んで支援活動をするべきなのかが問題かと考
える。

☞日本の法制度そのものが問題？かつては、行政（福祉事務所）が動いていたのですが、2000年以降、
力不足になってしまいました。

☞今まで、後見人は文字だけの世界であったが、直接苦勞されている後見人に会えてよかったです。



事例報告④丸山智子氏

【4. NPO 法人東三河後見センターへの質問、ご意見、ご希望などがありましたらお聞かせください。】

☞後見センターという所があるという事をもっ
と多くの方々に知っていただく事が大事だと思
います。

☞ミーティングに参加し実例を聞きながら活動
の幅を広げより深い実践をしていきたい。

☞東三河後見センターについて介護保険のケア
マネはあまり知らないかも…。介護保険の提
供票交換会で担当者会議が3カ月に1回ぐら
いあるので、その時に紹介していただくのも
一つの方法では…。

☞特に身上監護の面では、ていねいにできてい
ると感じます。しかし、今後受任ケース数が増え
た場合、後見人ひとりが困難事例にどこまで対処
できるのか問題になると思います。

☞本日はありがとうございました。



グループ・ワークの様子

(文責：工藤明人)

会員紹介

「東三河後見センターとの繋がり」

株式会社コーラル

代表取締役 近田 寛

弊社は平成24年より精神科に通院している方を対象とした訪問看護ステーションを運営しております。支援をしていく中で訪問看護ステーションでは支援できないことも多くあります。それを解決、解消するために平成29年に障害がある方の地域での生活・福祉に関する相談ができる相談支援事業所の指定を受け開設しました。相談支援事業を始めたことで訪問看護のみでは支援したくてもなかなかできなかった部分の支援ができるようになりました。しかし、生活の一番の肝となる、直接的な金銭管理に関する権利擁護はできません。

その部分を助けてくれるのが東三河後見センターをはじめとした成年後見制度です。長谷川代表理事をはじめとした皆様が担当してくれることで安心して支援に入れます。財産管理ばかりでなく身上監護の面においても非常に助かっています。

東三河後見センターと関わるきっかけになったのは、やはり財産管理が心配な高齢者の方でした。多額の寄付を市にされたこともある方でしたが、怪しい話もありました。また、本人が信頼しているという方にも不安がありました。そうした心配や不安がある中、成年後見制度をいつ提案すべきかと支援者が悩んでおりました。入院を機にケアマネさんが中心となり申請を勧めることとなりました。そこで担当されることになったのが代表理事である長谷川氏でした。以来、東三河後見センターに担当して頂く御利用者が増えています。また、権利擁護の勉強、意識向上のため事務局長の工藤氏に研修を依頼し、講師をしていただいたこともありました。

そして何よりも東三河後見センターとの関係には御縁がありました。訪問看護ステーション開設当初より非常勤で勤務していただいている飯星氏は東三河後見センターにおいても勤務されております。日ごろよりどのような形での支援、協力ができるか考えており、そこに飯星氏より賛助会員のお話を頂き、この度、賛助会員として関わる事ができました。今後ともよろしくお願い致します。



ケースファイル 24 「アパート経営が破たんした B さんのケース」

現在、市街地にある農地をつぶし、新しいアパートが次々と建設されていますが、多くが相続税対策と思われます。郊外の農地の相続税評価額はタダ同然ですが、市街地農地は宅地並み評価となるため、大規模であれば、その評価は数千万円単位となり、数百万円単位で課税されます。現金が手元に十分でない場合、土地を手放さねばなりません。しかし、この農地にアパートを建てれば、土地の評価は大きく下がります。さらに、アパートローンは相続財産から控除されるので、税金は安くなります。アパート経営がうまく行けば、老後の収入は安定します。

通常、アパート経営は、大家が入居者と直接契約し、家賃を元手に修理やローン返済をします。家賃は大家が決定し、利益は全て大家のものです。しかし、大家の多くは、経営については素人です。こうした大家に便利なのが、サブリースと言われる手法です。これは、一括で建物を借り上げたサブリース会社（管理会社）が経営を担い、その利益の中から大家に固定賃料を支払う手法です。一見便利なサブリースの最大の問題は、この家賃保証額がずっと続かない点です。「30 年一括借り上げ」といった宣伝をよく見ますが、これは、30 年間借り上げという意味にすぎず、30 年間同じ金額を支払うということではありません。契約書には「一定期間ごとに賃料の見直しを行う」という条項が必ず入ります。空室が増えた場合、大家への固定賃料を減らすことで、管理会社は黒字を維持します。この点を軽く見て、安易にサブリース契約をする大家が多いようですが、この契約には借地借家法が適用されるため、大家が家賃の見直しを拒否することはできません。固定賃料が減らされ、ローンの支払いができなくなれば、最悪の場合、管理会社に利益を吸い上げられた挙句、土地建物を手放すことになるのです。

A 市在住の元会社員の B さん（84 歳）は、妻 C さん（83 歳）と二人暮らしです。市街地に多くの土地を持ち、築 25 年から築 8 年のアパートを 4 棟所有しています。B さんが、最初にアパートを建設したのは、相続税対策のためでした。B さん夫妻には長男と次男の二人の子供がいます。古くからの地主の家系である B さんは、子供たちに先祖からの土地を守って欲しいと思っていましたが、相続税が支払えるかどうか、現役の頃からずっと不安でした。サブリース会社の営業マンからアパート建設の提案を受けたのはその頃でした。長男はいずれ実家に戻る予定でしたし、バブルの余韻がまだ残っていたので楽観的でした。1 棟目はずっと満室でしたが、10 年目から空きが目立ち始めました。さらに、競合アパートがいくつも建ち始めました。その頃、管理会社からアパートの修繕の提案と、家賃保証の減額の要請を受けたのです。修繕費用を預貯金で賄う余裕はなく、家賃収入はローン返済ですべて消えます。これでは、いずれ経営は破綻します。営業マンは、別の農地をつぶし、そこを担保に借入れをし、新たなアパートを建てることを提案しました。新築アパートは入居率が高いので、キャッシュは増加します。これを元手に 1 棟目を修繕し新築同然にすることで、

入居率を上げるのです。営業マンの提案に従うがまま、Bさんは2棟目を建てました。しかし、営業マンが作った収支予測通りには入居者は埋まらず、利益も伸びません。結局、2棟目と同じ理由で、3棟目、4棟目を建てたのでした。

この頃から、アパート経営に失敗したのではないかと、Bさんは常に不機嫌な状態でした。ローン残高は2億円に達していましたが、妻Cさんは、土地とアパートを今のうちに手放し楽になるよう、Bさんを説得し始めました。しかし、Bさんは土地への執着が強く、失敗を認めたがらない性格であり、絶対に応じません。そして、夫婦仲は悪化していったのです。飲酒量が増えたBさんが脳梗塞で倒れたのはその頃でした。後遺症により右半身が麻痺し、翌年からは、記憶障害など認知症の症状が見られ始めました。症状は日々進行し、身体機能の低下とあわせて、在宅での生活はもはや困難となりました。Bさんは介護保険サービスを利用できる立場ですが、地主としてのプライドが高く、赤の他人の支援を受けることを頑なに拒否しました。

そのため、介護の負担は妻Cさんに全てかかり、ついにCさんは抑うつ状態となりました。その様子に近所の人は驚き、市の福祉課に助けを求めたのです。また、管理会社や金融機関との契約書は、Bさん自身がたどたどしくサインをしていましたが、認知症の悪化を見て、もうサインは無理ではないかと関係者は思い始めていたのです。



こうした状況を把握した市の福祉課の担当者は、アパートの契約や本人の身体のため、早急にBさんに成年後見人をつける必要があると判断しました。早速、後見開始の審判の申立の準備にかかりましたが、妻Cさんは精神状態が不安定であり申立人になるのは無理でした。そこで、東京在住の長男に依頼しましたが、断固として応じません。アパート経営が悪化した頃から、父親を避けていた上に、申立人になるとローン返済の義務を負うと思い込んだようです。次に、県外で働く次男に声かけられました。次男は、アパート経営に反対し、1棟目のアパートローンの連帯保証人を断ったため、父親から勘当されていました。それ以来、実家に一度も戻っていません。しかし、事の重大さを認識し、快く申立人を引きうけてくれました。

成年後見人が選任され審判が確定すると、特別養護老人ホームとの入居契約が早速行われました。また、収支改善が見込めないアパートの売却も行われました。見積りでは、4棟全部を売却しても、ローン残高に達しません。そこで、残った資材置き場用の土地も処分し、なんとか完済できました。介護とローンの負担から解放され、妻Cさんは別人のように明るくなりました。また、絶縁状態であった長男と次男も、時折こちらに顔をのぞかせるようになりました。Bさんに残された財産は、自宅の土地建物と僅かばかりの貯金です。アパートの収入はもはやなく、年金のみの生活となりました。相続対策のために建てたはずのアパート経営はうまく行かず、自宅以外の先祖代々の土地は

すべて失いました。一方で、土地やアパートへのしがみつきから失いかけた家族関係は、元の状態に戻りつつあるようです。特養に入居して数カ月、当初は馴染めず孤立しがちであった B さんは、人の支援を受けることの喜びを知ったのか、表情はかなり穏やかになりました。

財産や家族関係の在り様は、その人の執着心を反映しているともいえます。B さんの場合は、地主としてのプライドや土地に対する執着心でした。家と土地への執着が、返済不能のアパートローンを作り出し、家族の関係をおかしくしていきました。その上、他人の支援を受けるタイミングも遅らせました。後見人の役割は、こうしたしがらみをリセットし、新たな生活の環境を修復整備するものともいえます。今回のケースでは、就任がもう少し遅ければ、自宅も手放すことになったかもしれません。さらに、本人だけでなく妻 C さんの健康状態もさらに悪化したかもしれません。しかし一方では、もう少し早ければ、アパート 1 棟ぐらいいは残せたかもしれないし、在宅での生活が可能であったかもしれない、という思いもあります。とはいえ、こればかりは悔やんでも仕方ありません。

(文責：井上裕一)

東三河後見センターの今後の予定(4月～7月)

☆ミーティング 開催日 毎週火曜日 午前9:20 頃より2時間弱
場 所 豊川商工会議所3階 第1研修室

4月9日 事務局会議 13:30～ 事務所内

4月25日 法人監査 19:00～ 豊川商工会議所3階

4月26日 臨時理事会 19:00～ 豊川商工会議所3階

5月14日 事務局会議 13:30～ 事務所内

5月18日 第13回通常総会 豊川商工会議所3階 AB ホール 詳細は別紙

講演会「成年後見制度利用促進の現状とこれから～誰もが安心して活用できるために～」

厚生労働省大臣官房参事官 社会・援護局地域福祉課

成年後見制度利用促進室長 梶野 友樹 氏

※正会員の方には5月7日に議案書を発送します。本号同封はがき等ご確認ください。

6月11日 事務局会議 13:30～ 事務所内

7月12日 理事会 19:00～ 豊川商工会議所3階

※4月27日～5月6日は豊川商工会議所が閉館となります。ただし電話対応はいたします。



平成30年度 正会員、賛助会員費納入者及び寄付者一覧

多くのご支援を賜りありがとうございます。

(平成31年3月25日現在)

正会員費納入者（敬称略）54名

- ・武重傳・近藤由美子・高柳大太郎・鈴木光子・上江富士夫・福住幸子・齋藤尚・丸山智子
- ・小野晴美・五十嵐光子・荻邦子・細野京子・中村成人・二村良子・杉浦弥生・坂柳ゆかり
- ・杉山智子・西川邦輔・田中義人・藤堂三男・藤田慎・中島由恵・山本達也・田中幸一
- ・岡本守・村川賢一・長谷川卓也・本多啓枝・今泉博充・佐藤美子・倉本秀子
- ・石原香・加藤啓子・吉田徹・梅田大己・金田貴子・影山恒太・大嶽理恵
- ・豊田和浩・水野遠次・神谷典江・舟越正行・今泉全勝・長坂宏・小林佳子
- ・井上裕一・池田進・足立和男・工藤明人・高森陽一郎・飯星睦生・花田玲子
- ・星野裕　・緒河睦子

賛助会員費納入者（敬称略）75名

- ・北村隆信・金澤富雄・山口はるみ・日比修治・八木憲一郎・寺田順子・磯村隆樹・室井啓恵
 - ・小川祐子・山本幸恵・夏目みゆき・山田奈穂・伊藤文則・加藤明代・津田匂子・伊与田千鶴子
 - ・大須賀康・都築昭吉・佐々木宏直・佐々木直子・吉本京子・藤倉陽子・樋口茅子・足木充邦
 - ・木下義勝・中谷芳孝・三浦正博・清水則子・白井誠子・清水恵子・岡本由紀子・中村八重子
 - ・河合康隆・大林充始・藤田裕子・水野登代子・長谷川泰子・多々内崇文・北沢悦子・古川伸
 - ・西田初美・彦坂ケサエ・彦坂敏・佐宗健二・勝見康夫・横山政子・加藤正則・中野正二
 - ・渡邊勝弘・工藤栄・新村知宏・齋藤啓治・成瀬明子・内藤加代子・松下啓子・朝倉保
 - ・榊原佳代・藤井幸夫・豊田弘子・横田和子・白井公江・寺部敦子・室田満秋・田村陽子
 - ・杉原昌博・伊藤忍・小田ひろみ・田中剛　・近田覚　・山崎晴代・森岡真司・前本好江
- 匿名 3名

法人正会員費納入者（納入順、敬称略）0法人

法人賛助会員費納入者（納入順、敬称略）6法人

- ・フレンドリーハート・豊川市知的障害者育成会・蒲郡市社会福祉協議会・(有) マンボウ
- ・むつみ会・(株) コーラル

寄付者（敬称略）86名

- ・峯田貞三・福住幸子・荻邦子・小川祐子・北村隆信・中村成人・田中義人・山本範正
- ・中島由恵・岡本守・村川賢一・山本達也・足立和男・石原香・石原紀久代・丸山智子・杉山智子
- ・岡本由紀子・秋田誠二・二村良子・小林由夏・佐藤美子・鈴木光子・佐藤てつ子・近藤芳江
- ・北沢伊・斎藤歯科医院・小林修・鈴木美穂・定保泰子・夏目滋・鈴木幸子・野呂壽海雄
- ・小野晴美・花田玲子・西川邦輔・本多結城子・水野遠次・城所敬子・城所志のぶ・夏目昌代
- ・田邊睦巳・杉浦淑代・安形百世・村上郭子・長谷三恵子・大谷早苗・城所巴・渡辺孝友
- ・菅沼芳江・岩瀬由樹・森晶子・林ますみ・村瀬一枝・寺部桂子・近藤智子・辻えり子・杉浦弥生
- ・星野裕・加納鋭雄・長嶋國弘・佐藤大基・石井直幸・藤田慎・メンタルネットとよかわ
- ・梅田大己　・井上裕一・飯星睦生・AJU 自立の家・藤田清孝　匿名 16名

★法定成年後見制度利用者

(平成 31 年 3 月 25 日現在)

	後見	保佐	補助	後見監督	合計
平成 30 年 3 月 31 日現在	51	17	13	1 (保佐)	82
受任者数 (平成 30 年 4 月～)	13 (+1)	6	0 (-2)	0	19
終了 (平成 30 年 4 月～)	7	2	0	0	9
平成 30 年 1 2 月 1 8 日現在受任	5 7	2 1	1 3	1	9 2

★任意後見制度利用者利用者

任意後見人受任者	1 名	任意後見人	0 名
----------	-----	-------	-----

★市町別受任一覧 (被後見人等の実際の住所地で示してあります。)

	豊川市	新城市	豊橋市	蒲郡市	田原市	設楽町	その他	合計
認知症	2 3 名	6 名	3 名	6 名	0 名	0 名	0 名	3 8 名
知的障がい者	1 8 名	4 名	7 名	2 名	1 名	1 3 名	2 (岡崎市)	4 7 名
精神障がい者	3 名	0 名	2 名	0 名	0 名	1 名	1 (名古屋市)	7 名
合計	4 4 名	1 0 名	1 2 名	8 名	1 名	1 4 名	3 名	9 2 名

★市民後見人の受任状況

	後 見	保 佐	補 助	合計
認知症	1 5 名	2 名	1 名	1 8 名
知的障がい者	1 7 名	8 名	4 名	2 9 名
精神障がい者	0 名	1 名	0 名	1 名
合計	3 2 名	1 1 名	5 名	4 8 名

市民後見人 2 5 名の方が上記表の 4 8 名の後見事務を担当しています。

※「市民後見人」とは、当法人が名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出している市民後見人候補者名簿搭載者で、業務委託契約に基づき後見の事務担当者として任命し、実際に活動している方のことをいいます。

認定 NPO の取得をめざして 賛助会費・寄付金のお願い

(平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 25 日現在)

正 会 員 費 納 入 者 : 5 4 人

(法人正会員 0 含む)

賛助会員費納入者 : 8 1 人

(法人賛助会員 6 含む)

寄付者 (3,000 円以上) 8 6 人 (重複してご寄付を頂いている方は 1 名とカウントしています。)

皆さまのご支援ありがとうございます。

※会員費納入者数で表示しています。正会員・賛助会員数を示すものではありません。



📄 会員入会・寄付のご案内 📄

編集後記

この会報がみなさまのお手元に届く頃には、新年度がスタートしています。平成最後の会報となり、新たな暦とともに、成年後見制度も新たな局面に発展していくような様相も見受けられます。いずれにしても、この制度を必要としている方が安心して、メリットが感じられるように制度の運用、制度の担い手や法人後見のあり方等について具体的にイメージしながら取り組みたいと思います。

季節柄、みなさまご自愛ください。

(編集:工藤明人)